

動物の飼養管理基準に関する自治体へのヒアリング結果

1. 目的:自治体の動物の飼養管理基準に関する①上乗せ基準設置の背景、②基準明確化の要否、③運用に対する考え、④明確化に関する課題、留意事項等に関する意見交換
2. 対象:上乗せ基準を設定している6自治体。(実施日:2019年2月21日)

| ● 自治体による上乗せ基準 | 基準を設定した背景等 | 運用状況 |
|--|---|---|
| <p>第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に下記基準の順守を規定。</p> <p>■施設の構造及び規模について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内の温度計の設置 ・感染症罹患の危険性が高い状態の動物、他の動物に危害を加えるおそれのある動物等を隔離するための施設または設備の設置 ・施設を訪れた者及び従業員が利用しやすい場所に消毒薬を備えた手洗い設備の設置 <p>■動物の管理の方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症罹患の危険性が高い状態の動物を取り扱う場合は、感染防止のために特段の措置を講じること ・消毒その他ねずみ、昆虫等の発生防止の措置を講じる際には、動物に害を及ぼさないようにすること ・動物の取扱いや衛生管理方法等について、作業マニュアルを作成し、従業員全員に周知徹底すること | <p>・「温度計の設置」を義務付けたのは、適正な温度を保つ基準を満たすために必要と考えたため。具体的な適正温度を定めているわけではないが、少なくとも温度計がないと温度管理が難しいと考える。</p> | <p>・温度管理:職員が現場チェックした際に記録類を確認。適正温度が明確化されていなくても、管理状態をトータルで判断。</p> |
| <p>■犬猫の輸送について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬猫の輸送に関する記録を保存すること(業者間取引も含む) ・輸送後に犬猫を受け取った業者は、輸送前及び輸送後の飼養施設所在地、輸送完了年月日、犬猫の種類、性別等を記載した帳簿を作成し、5年間保存 ・輸送完了後、販売施設において2日間の健康確認を行った後に販売するよう努めること(一般消費者に販売する場合) ・条例により、移動履歴の記録の保持の義務化及び小売販売施設に移動した場合の健康確認についての努力規定 | <p>・動物の輸送の問題について、地域内の動物取扱業者に実施したアンケートで「輸送後すぐに体調を崩す動物が多いという実感がある」と回答があったためそれを根拠に移動履歴の記録の保持の義務化及び小売販売施設に移動した場合の健康確認の努力義務を課した。</p> | <p>・輸送の記録に関する帳簿から、移動後2日間の健康確認の実施有無を確認。移動後2日間の健康確認は、販売を規制するもので、営業に対する影響があるため、努力義務とし、輸送の記録は、営業に大きな影響を及ぼすものではないため、義務規定としている。</p> |

◆ 基準の明確化について

◆ 職員によって判断が分かれないう程度の明確化は必要

◆ 明確化を望む項目

➤ スペースに関する基準

➤ 職員一人当たりの飼育・管理頭数

◆ 明確化されれば指導しやすいと感じる一方、明確化は難しいと考える項目

➤ 基準を厳格に決めてしまうとケースバイケースの状況に対応できない(例えば、隔離に関する基準は業種により統一できないこと、感染方法等を考慮すると疾病ごとに異なる対応が必要なことから、厳格すぎる基準は難しい。)

➤ 基準を確認する行政側の負担も多くなる(機材の購入等)

◆ 基準の明確化にあたっての留意点

◆ 明確化と実態のバランスが重要

◆ 基準の明確化にあたっては、目視などで容易に自治体職員が判断できるような基準がよい

◆ 基準を作った後の猶予期間が自治体及び事業者側にも必要

◆ ガイドラインの必要性

➤ 強制力のある基準も大切であるが、ガイドラインなど何らかの目安があることが望ましい。

➤ ガイドラインを作成する際には、ある程度の幅がある方が、自治体が臨機応変に対応できる。